

- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利満期は5年です。
 - ・流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - ・複数の通貨の集計方法及びその前提
複数の通貨の集計は、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。なお金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮しておりません。
 - ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等)
リスクフリーレート金利のショック幅と割引金利のショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。
 - ・内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
 - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
金利リスクのうち、 Δ EVEは前年度比59億円減少しています。また、 Δ NIIも前年度比1億円減少しています。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当金庫の Δ EVEについては、金利上昇時に現在価値が減少し、指定シナリオのうち上方パラレルシフトの Δ EVEが最大値となります。
ファンド等の金利リスクについては、重要性に応じ簡便的な方法により適切に計測し、保守的な方法により合算しております。
- ②自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
- ・金利ショックに関する説明
金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や景気シナリオに基づく金利変動としております。
 - ・金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点)
当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRにより管理しており、預貸金等や有価証券のVaRに基づくリスク量に上限枠を設定しております。
具体的には、配賦されたリスク資本の配賦内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金等のVaR(主に保有期間120営業日、観測期間5年、信頼区間99.0%)に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めております。

事業の内容

1. 預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金、譲渡性預金等	9. 付随業務	(1) 代理業務 ①日本銀行蔵入代理店 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③信託等の代理店業務 ④株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ⑤株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務
2. 貸出業務	(1) 貸付 手形貸付、証書貸付、当座貸越 (2) 手形の割引 銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の割引		(2) 保護預りおよび貸金庫業務
3. 商品有価証券売買業務	国債等公共債の売買業務		(3) 有価証券の貸付
4. 有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のための国債、地方債、社債、株式、その他の証券への投資		(4) 債務の保証
5. 内国為替業務	送金為替、当座振込、代金取立等		(5) 公共債の引受
6. 外国為替業務	輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務		(6) 国債等公共債および投資信託の窓口販売業務
7. 社債受託業務			(7) 保険商品の募集業務(保険業法に基づく保険募集)
8. 金融先物取引等の受託等業務			(8) 確定拠出年金運営管理業務 (9) 電子債権記録業に係る業務